第明治三十五種郵便物認可
△
○　　○
1　平成30年2月7日　水曜日　官　報　（号外第26号）
官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産・免責・再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構
証書紛失に伴う証書の無効・日本弁護士連合会裁決・厚生年金基金脱退
関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４号
北海道伊達市舟岡町142番地33ヴィラ風の杜102号室
債務者　伊藤　　司
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５号
群馬県太田市石原町380番地３　ホープハイツ203号、前住所群馬県太田市山之神町430番地１　サンコーポ小川Ｄ―201
債務者　徳田　　清
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７８２号
川崎市高津区下作延３丁目26番26号
債務者　畑澤　興宜
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２７号
川崎市宮前区平１丁目４番22―704号
債務者　畠中　智美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７１号
川崎市中原区下沼部1897番地　フローラガーデン　101
債務者　西川　勝海
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
奈良市学園南３丁目15番35号　ルミエール106号
債務者　長澤　博司
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１９号
山口県宇部市北琴芝１丁目８番20―７号
債務者　濱田工業こと　濱田　耕一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第３１２号
香川県高松市新田町甲211番地８
債務者　森　　貴士
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県姫路市書写2347番地３　橋本マンション202号室、従前の住所兵庫県姫路市緑台２丁目14番13号
債務者　内海まさ子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７４号
福岡県直方市古町４番11号ラ・フォーレ21直方501号、前住所東京都立川市上砂町５丁目２番地の４　ＲＡＩＡ　405
債務者　窪田　真弓
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
　　福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２９５号
長崎県長崎市滑石６丁目５番３号　門口アパート２Ｆ、旧住所長崎県長崎市滑石６丁目５番55―304号
債務者　楠本　　歩
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地
債務者　西條　　篤
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部